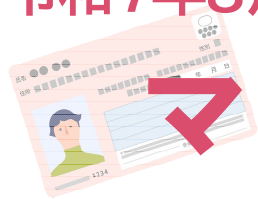
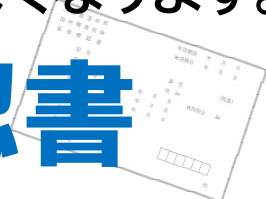


お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。

令和7年8月1日以降順次、健康保険証はご利用いただけなくなります。



マイナ保険証が資格確認書



で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証 の利用を ご希望の方

利用登録済み ▶ そのまま医療機関等でご利用ください。
の場合

未登録の場合 ▶ 役場住民課窓口のほか、医療機関等にある顔
認証付きカードリーダーでも利用登録がで
きます。※マイナポータル等でも登録できます。

マイナ保険証を お持ちでない方

お手元の健康保険証の有効期限前に**資格確認書**が交付されま
す。詳しくは、**役場住民課(国民健康保険)**又は**加入している保
険者(協会けんぽや共済組合など)**にお問い合わせください。

マイナ保険証の 利用が困難な方

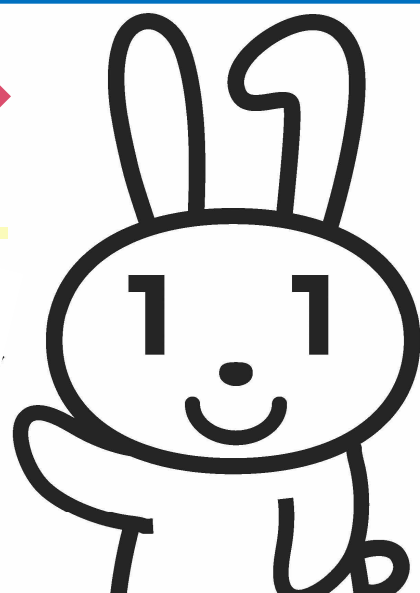
ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受付
が困難な方は、役場住民課又は加入している保険者に**申請すれ
ば資格確認書**が交付されます。

※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月までの間は、マイ
ナ保険証の有無に関わらず、**申請しなくても資格確認書**が交付されます

＼こんな時に便利！／ マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、
搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。
ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



マイナンバー
総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平 日:9時30分～20時00分
土 日 祝:9時30分～17時30分

マイ ナ ン バ ー

マイナンバーカードの
健康保険証利用について
もっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare